

横植協会04-26号  
令和4年11月29日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

### ベトナム産輸入種苗関係

#### 【ベトナム産植物における4種のウイルス及びウイロイドに係る緊急的な輸入検査対応について】

農林水産省植物防疫課から別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

記

#### 【概要】

##### 1. 経緯

(1) 本年6月、植物防疫所における輸出検査において、ベトナム産とうがらし種子を検定した結果、Potato spindle tuber viroid(PSTVd)を検出。

7月、植物防疫所における輸出検査において、ベトナム産トマト種子を検定した結果、Pepino mosaic virus(PepMV)を検出。

(2) 現在、ベトナムは、PSTVd 及び PepMV の対象地域として規則別表2の2の24項及び25項で規定されていない。

また、文献調査において、ベトナムを対象地域として規則別表2の2で規定していない、Columnea latent viroid 及び Pepper chat fruit viroid (CLVd 及び PCFVd)。規則別表2の2の26項及び30項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。)の同国における検出の情報を新たに確認。

##### 2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、ベトナムにおける PSTVd、PepMV、CLVd 及び PCFVd の発生のおそれがあることから、本ウイルス及びウイロイドの侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において緊急的な輸入検査対応を実施する。

なお、ベトナムに対しては、現在輸入検査において検定を実施している Tomato mottle mosaic virus を含め、対象植物について輸出前の検定を要請。

当該検定に係る追記が適切にされた検査証明書が添付されている場合は、緊急的な輸入検査対応の対象から除外する。

詳細については別紙を参照願います。

以上

ベトナム産植物における4種のウイルス及びウイロイドに係る緊急的な輸入検査対応について

**1. 経緯**

- (1) 本年6月、植物防疫所における輸出検査において、ベトナム産とうがらし種子を検定した結果、Potato spindle tuber viroid (PSTVd。植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の2の24項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。) を検出。
- (2) 7月、植物防疫所における輸出検査において、ベトナム産トマト種子を検定した結果、Pepino mosaic virus (PepMV。規則別表2の2の25項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。) を検出。
- (3) 現在、ベトナムは、PSTVd 及び PepMV の対象地域として規則別表2の2の24項及び25項で規定されていない。
- (4) また、文献調査において、ベトナムを対象地域として規則別表2の2で規定していない、Columnea latent viroid及びPepper chat fruit viroid(CLVd 及び PCFVd。規則別表2の2の26項及び30項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。) の同国における検出の情報(※)を新たに確認。

**2. 緊急の暫定措置**

今般の事例を受け、ベトナムにおける PSTVd、PepMV、CLVd 及び PCFVd の発生のおそれがあることから、本ウイルス及びウイロイドの侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

なお、ベトナムに対しては、現在輸入検査において検定を実施している Tomato mottle mosaic virus (規則別表2の2の41項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。) を含め、以下の対象植物について輸出前の検定を要請。当該検定に係る追記が適切にされた検査証明書が添付されている場合は、以下の対応の対象から除外する。

**(1) 対象植物**

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、ベトナムを原産地とする規則別表2の2の24項、25項、26項、30項及び41項に掲げる植物

**(2) 対応を行う期間**

令和4年12月5日から当面の間

**(3) 精密検定**

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施。

植物	検定対象
種子	4,600粒(同一の検査単位に含まれる種子が46,000粒未満の場合は、当該種子数の10%)
生植物(種子及び果実を除く。)	検査単位ごとに1%の生植物から若葉(最低1葉)をサンプリングし、検定

#### (4) その他

対象植物の輸入に当たり、精密検定の実施に関して以下の点について留意いただきたい。

- ① 検定実施のため輸入検査時に荷口を留め置くため、苗や穂木等の生植物においては、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があること
- ② 検定に供する試料の採取のため、組織培養体においては容器を開封する必要があることから、雑菌による汚染が生ずること

#### (※) 文献

Choi, Hoseong, Yeonhwa Jo, Won Kyong Cho, Jisuk Yu, Phu-Tri Tran, Lakha Salaipeth, Hae-Ryun Kwak, Hong-Soo Choi, and Kook-Hyung Kim. 2020. "Identification of Viruses and Viroids Infecting Tomato and Pepper Plants in Vietnam by Metatranscriptomics" *International Journal of Molecular Sciences* 21, no. 20: 7565. <https://doi.org/10.3390/ijms21207565>